

## 浜岡原子力発電所3・4号機 共通用高圧母線の停電作業について

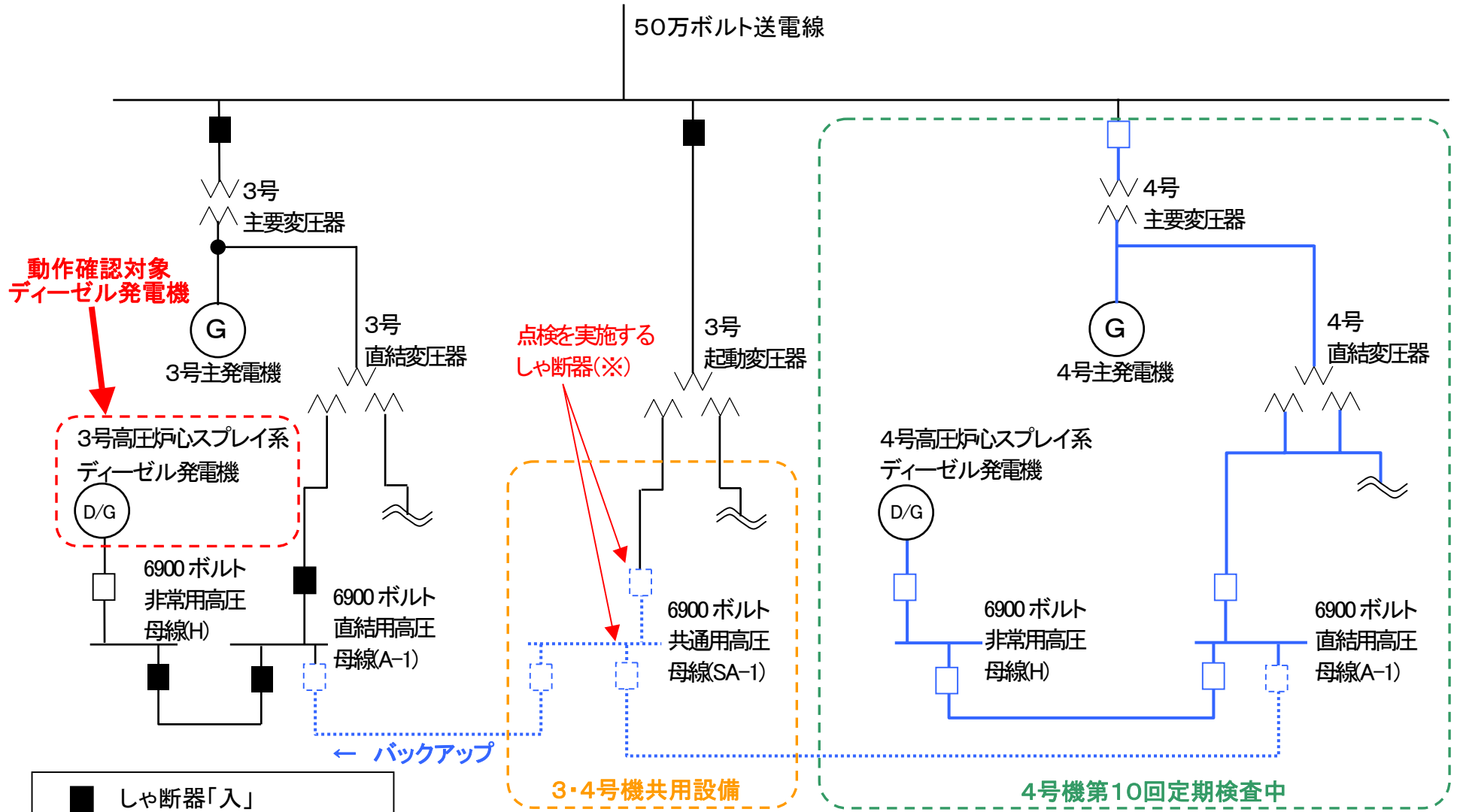
平成 19年10月15日

対象号機	3号機(定格熱出力一定運転中) : 沸騰水型、定格電気出力110万キロワット 4号機(定期検査中) : 沸騰水型、定格電気出力113.7万キロワット
停電期間	平成19年10月17日～18日(計画的に運転上の制限外に移行する期間)
作業内容	4号機第10回定期検査(平成19年9月25日より実施中)の一環として、3・4号機共通用高圧母線(※1)(SA-1)のしゃ断器の点検を実施します。このため、平成19年10月17日から18日にかけて、同母線を停電します。 これにより、3号機(運転中)の高圧炉心スプレイ系機器へ電源を供給する3号機非常用高圧母線(※2)(H)へのバックアップ電源が一時的になくなるため、原子炉施設保安規定(※3)に基づき、3号機非常用高圧母線(H)に接続されている3号機高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の確認運転(※4)を平成19年10月16日に実施します。 なお、3号機非常用高圧母線(H)には、常時別の電源が供給されており、今回の作業により、この母線が停電することはありません。 また、4号機については、停止中であるため、3号機と同様な措置を実施する必要はありません。
<a href="#">お知らせ基準</a>	運転情報「表2-14 原子炉施設保安規定で定められた範囲内で、予防保全を目的とした点検・修理を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行するとき。」に該当します。

- ※1 高圧母線は、発電所内の機器へ高圧の電気(6,900ボルト)を供給する電気回路です。  
3・4号機共通用高圧母線は3、4号機の機器へ電源を供給するための高圧母線で、合計4母線あります。
- ※2 非常用高圧母線は原子炉の安全上重要な機器に電源を供給するための高圧母線で、3、4号機でそれぞれ3母線あります。
- ※3 原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項を定めたもので、国の認可を受けています。
- ※4 確認運転は原子炉施設保安規定第73条第3項で規定される、「予防保全を目的とした共通用高圧母線(SA-1)等の保全作業のため、計画的に停電(運転上の制限外に移行)する場合は、SA-1からの供給が停止する非常用高圧母線に接続する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機について、SA-1の停電前に動作可能であることを確認する」に基づく措置です。

以上

# 浜岡原子力発電所3・4号機 所内電源構成図



- しゃ断器「入」
- しゃ断器「切」
- ..... しゃ断器点検に伴う停電範囲
- 定期検査に伴う停電範囲

通常、3号非常用高圧母線(H)は、3号機主発電機から3号機直結変圧器を経由して電源が供給されていますが、3・4号機共通用高圧母線(SA-1)からの供給が可能な状態(待機状態)となっています。

※ 記載は省略していますが、この他にも複数のしゃ断器があります。